

## ○学校法人活水学院コンプライアンス推進規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人活水学院（以下「本学院」という。）においてコンプライアンスの推進に関し必要な事項を定めるとともに、職務の公平・公正かつ誠実な遂行を図り、健全で適正な本学院の運営及び社会的信頼の確保及び維持することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「コンプライアンス」とは、役員及び教職員等が、法令、条例、通達等に加え、本学院が定める寄附行為並びに諸規程等を遵守するとともに、倫理・社会規範を全うすることをいう。

2 この規程において、前項に反する行為を総称し、「コンプライアンス違反行為」という。

3 この規程において、「役員及び教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学院の理事長、理事、監事及び評議員
- (2) 本学院が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員等で、本学院と雇用関係にある者
- (3) 本学院の指揮命令下にある派遣労働者及び本学院と第三者との間の契約に基づいて本学院においてその業務を遂行する労働者

(他の規程等との関係)

**第3条** この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスに別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(コンプライアンスに関する役員及び教職員等の責務)

**第4条** 役員及び教職員等は、本学院におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため、倫理・社会規範を全うし公平・公正かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。

2 役員及び教職員等は、職務の遂行に当たって、職務遂行に関係する者に対して必要な説明を行い、コンプライアンスについて理解と協力を得よう努めなければならない。

(コンプライアンスに関する管理監督者の責務)

**第5条** 本学院の業務において「活水学院の組織に関する規程」及び「活水学院事務分掌規程」に定める組織の管理、監督又は指導する立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、自己の管理監督下にある部署においてコンプライアンスの推進を図るため、職員の公平公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び支援に努めなければならない。

2 管理監督者が自己の管理監督下にある部署において、法令、寄附行為又は本学院の諸規程等に違反する行為を隠蔽し、若しくは故意又は重大な過失により看過した場合は、就業規則等に従い懲戒されることがある。

(コンプライアンス管理最高責任者)

**第6条** 本学院におけるコンプライアンスの推進及び管理における最高責任者（以下「管理最

高責任者」という。)は、理事長とする。

(コンプライアンス総括責任者)

**第7条** 本学院に、コンプライアンス違反行為又は違反する恐れのある事案に直接対応するため、コンプライアンス総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

2 総括責任者は、学院事務局長とする。

(総括責任者の任務)

**第8条** 総括責任者は、第4条に定めるもののほか、コンプライアンス違反行為を防止する観点から、役員及び教職員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解の増進及び周知徹底をするため、必要な教育及び研修に関する体制を確立するよう努めなければならない。

2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに、その他コンプライアンス違反行為に関する必要な措置を講ずるものとする。

3 総括責任者は、次に掲げる任務を担当する。

- (1) 学院におけるコンプライアンスの推進及び改善状況についての管理
- (2) コンプライアンスの推進及び改善に係る重要な方針の決定又は変更に関する提案
- (3) コンプライアンスの通報に係る内容の整理及び確認、委員会での処理、部署の長等への当該事案の処理の依頼
- (4) 前号に掲げる通報の確認結果及び部署における事案の処理状況等についての委員会への定期的報告
- (5) コンプライアンスに関する相談対応及び内容の整理・確認の実施、また対応等の必要性の判断
- (6) その他コンプライアンス管理最高責任者が必要と認める事項

(推進責任者)

**第9条** 総括責任者の業務を補佐させるため、総括責任者の下に、コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は以下のとおりとする。

- (1) 活水女子大学学長
- (2) 活水高等学校・活水中学校校長
- (3) 活水女子大学副学長
- (4) 活水高等学校・活水中学校教頭
- (5) 活水学院事務局長
- (6) 活水女子大学事務長
- (7) 活水高等学校・活水中学校事務長
- (8) 活水学院総務課長

(コンプライアンス委員会)

**第10条** 本学院に、学校法人活水学院コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、コンプライアンス管理最高責任者、総括責任者と推進責任者で構成し、総括責任者をもって委員長に充てる。

3 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) コンプライアンスの推進及び基本方針の策定、改善に係る重要な方針の策定及び総括に関する事項

(2) コンプライアンスの推進に係る組織運営体制の整備に関する事項

(3) コンプライアンスの推進及び改善のための啓発に関する事項

(4) コンプライアンスの通報に係る処理、部署の長等への当該事案の処理に関する事項

(5) その他コンプライアンスの推進及び改善に関する重要事項

4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(コンプライアンス窓口への通報、調査)

**第11条** コンプライアンス違反行為又は違反の恐れのある事案に関する通報及び相談に対応するため、学院本部にコンプライアンス窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 役員及び教職員等は、第2条に定義されるコンプライアンスに反する行為があると判断したときは、直ちにこれを所属長等に報告するか、前条に定める窓口担当者に通報するなど、本学院の諸規程に従い適切に対応しなければならない。

3 コンプライアンス通報の適切な管理のため、通報受付管理者を置き、学院総務課長をもって充てる。

4 通報受付管理者は第1項の窓口職務を大学事務長、中高事務長に代行させることができる。

5 第2項により報告を受けた所属長等または通報窓口で通報を受けた担当者は、速やかに通報受付管理者に報告、総括責任者等と協議のうえ、学院諸規程に従い、必要な措置を取らなければならない。

6 総括責任者及び委員長として速やかに委員会を開催し、調査等の必要な措置を取るとともにその事実を速やかに管理最高責任者に報告しなければならない。

7 総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、適切な審議ができる調査委員会等を設け、調査を実施する。

8 役員及び教職員等は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

9 匿名での相談の希望があった場合、又は匿名での文書が送達された場合においては、匿名と相当する理由が認められる場合に限り受け付けることがある。

(通報を行う者の責務)

**第12条** 通報は、学院の運営の適正化に資するために行われるものであり、誹謗中傷、私怨、

私利私欲その他の不正な意図又は感情によって行ってはならない。

- 2 通報を行う者は、通報対象者の氏名及び所属並びに通報に係る事実の発生日時、場所及び内容をできる限りわかりやすく通報しなければならない。
- 3 通報窓口へ通報又は相談を行う者は、氏名、所属又は住所及び連絡先を明らかにするものとする。

(通報を行った者の保護)

**第 13 条** 通報を行った者（以下「通報者」という。）は、通報を行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関して、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 通報者は、通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けたと思われるときは、委員会に申し立てることができる。

(通報に関する管理最高責任者の責務)

**第 14 条** 管理最高責任者は、通報者が前条第 1 項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理最高責任者は、コンプライアンス通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(通報に係る措置)

**第 15 条** 総括責任者は、第 11 条第 6 項の調査結果後、通報に係る違反行為の停止、違法な状態の回復等必要な措置を講じるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 総括責任者は第 11 条第 6 項の調査結果報告を受け、更なる調査が必要であると認めたときは、委員会に処理依頼を行うものとする。
- 3 総括責任者は、調査の結果、違反行為が明らかになった場合は、管理最高責任者に報告し、管理最高責任者は当該違反行為に関与した者に対し、活水学院就業規則に基づく懲戒等の処分及び告訴等の措置を講じることができる。
- 4 総括責任者は、第 12 条第 1 項に規定する通報を行う者の責務を逸脱した通報者について管理最高責任者に報告し、管理最高責任者は前項と同様の措置を講じることができる。

(守秘義務)

**第 16 条** 委員会委員、部所の長及びその他事案の処理に係わった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

**第 17 条** 委員会委員、部署の長及びその他通報に係わる者は、自らに関係する事案の処理に関与してはならない。

(個人情報保護)

**第18条** 個人情報保護に関する規程は別に定める。

(雑則)

**第19条** 本規程における通報窓口、ハラスメントに関する事項及び研究活動上の不正行為に関する事項等の通報があった場合は、通報受付管理者から各担当部署等に報告し、各々の手続きにより処理を行うものとする。またこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

**第20条** コンプライアンスに関する事務は、総務課が行う。

(改廃)

**第21条** この規程の改廃は、教授会及び職員会の議を経て、理事会が行う。

#### 附則1

この規程は、平成28年4月1日より施行する。